

「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」ロゴマーク取扱要領

1 趣旨

本書は、「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」(以下「ちば文化資産」という。)の認知度向上、及び、「ちば文化資産」の活用により文化的魅力を県内外に発信し、本県の文化力の向上と地域の活性化を図ることを目的として作成した、「ちば文化資産」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。


2 使用できるロゴマーク、用途

(1) ロゴマーク

以下に定めるロゴマークを使用することができる。当ロゴマークについて、サイズの変更は可能であるが、形の改変をすることはできない。また、「フルカラー」及び「モノクロ」については色の改変をすることもできない。

(※「サイズ大」は高さ7cm以上、「サイズ小」は高さ1.5cm以上7cm未満で使用する際に推奨。視認性等の観点から千葉県はデザインの修正を指示することができる。)

(※「白抜き」は背景色の色指定はないが、背景濃度40パーセントを境に使用することを推奨。チーバくんのデザイン及び視認性等の観点から千葉県はデザインの修正を指示することができる。)

		カラー		
		フルカラー	モノクロ	白抜き
サイズ	大			
	小			

(2) 用途

以下に定める用途で使用することができる。

用途1：「ちば文化資産」に関連した商品、及び、販売に係る個別の包装・パッケージ
(有償販売するもの)

用途2：「ちば文化資産」に関連した資材・景品・展示物等、及び、配布に係る個別の
包装・パッケージ

(「ちば文化資産」のPRのために無償配布する資材・景品(例：グッズ、当日
配布プログラム)及び展示物(例：のぼり、行事の会場装飾)等)

用途3：「ちば文化資産」に関連した広告、及び、プレスリリース

(ポスター、チラシ、ホームページ、雑誌等への広告掲載、プレスリリース資料等)

3 使用の申込み

(1) ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、以下の書類を
千葉県環境生活部スポーツ・文化局文化振興課(以下「管理者」という。)に提出
し、管理者の許諾を得るものとする。

**※当申込みは、ロゴマークを使用する内容(商品・資材・展示物・広告等)ごとに
必要となる。**

※例外として「報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき」及び「千葉県の本庁
又は出先機関に事務局を置く団体が使用するとき」は許諾を要しない。

ア 「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」ロゴマーク使用申込書

(別記様式1)

イ 使用者の概要がわかる書面

(名称・所在地・事業内容・(団体の場合は)構成員等がわかるもの)

※例外として、国及び地方自治体の場合は添付を省略できる。

ウ 企画書

使用用途の補足資料として下記を添付すること。既存資料の添付でも構わない。

(ア) 用途1の場合：使用する商品の概要がわかるもの

(商品名、販売元、販売予定価格、主な取扱店舗など)

(イ) 用途2の場合：資材・景品・展示物等の概要がわかるもの

(配布・展示の時期・場所、(行事で配布する場合は)行事の
企画概要など)

(ウ) 用途3の場合：広告、プレスリリースの概要がわかるもの

(広告時期、(新聞・雑誌などの場合は)広告媒体の名称、(行事
の広告の場合は)行事の企画概要、プレスリリース資料など)

エ レイアウト、イメージ図等使用方法がわかるもの

※ロゴマークを挿入したい箇所を空欄などで示すこと。

※ロゴマークの高さ（単位：cm）を示すこと。

※「白抜き」を使用する場合は、背景色のカラーを示すこと。

- (2) 管理者は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。また、レイアウト、イメージ図を確認したうえで、ロゴマークの視認性等の観点から、管理者はデザインの修正を指示することができる。
- (3) 管理者は、ロゴマークの使用を許諾するときは、「「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」ロゴマーク使用許諾通知書」（別記様式2）により、使用者に通知するものとする。
- (4) 管理者は、1の趣旨及びロゴマークの利用推進を図る観点から、許諾の内容等について情報を公開することができる。

4 許諾内容の変更の申込み

- (1) 使用者は、許諾を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、「「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」ロゴマーク使用内容変更申込書」（別記様式3）を管理者に提出し、その許諾を得るものとする。
- (2) 管理者は、(1)で申込みのあったロゴマークの使用内容の変更を許諾する場合には、「「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」ロゴマーク使用内容変更許諾通知書」（別記様式4）により、使用者に通知するものとする。
- (3) 書面又は電子メール等により、管理者と使用者とで事前に変更内容を協議し、管理者が軽微な変更と認めた場合は、(1)及び(2)の手続きを省略することができる。

5 その他

- (1) ロゴマークの使用に関する一切の権利は、千葉県に帰属する。
- (2) 管理者は次のいずれかに該当すると認められた場合は、許諾をしない、又は、使用許諾を解除することができるものとする。
 - ア 千葉県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
 - イ 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - ウ 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

- エ ロゴマークを当取扱規程に従って使用しないおそれのあるとき。
 - オ 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - カ その他、管理者が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。
- (3) 使用者は、以下の事項を遵守しなければならない。
- ア ロゴマークの使用に当たっては、許諾を受けた内容に限ること。
 - イ 別に定める、チーバくんの「デザインガイドマニュアル」(知事が新たに定めるまでの間、ゆめ半島千葉国体実行委員会・ゆめ半島千葉大会実行委員会が作成・発行したデザインガイドマニュアル(平成22年2月発行)とする)及び県関連規定に従って使用すること。
 - ウ 許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、デザインガイドライン等に則りロゴマークを取り扱うよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、管理を徹底すること。
 - エ 千葉県が行う使用状況等の調査その他の照会に応じること。
 - オ 許諾に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (4) 管理者は、次のいずれかに該当すると認められた場合は、使用者にその是正を申し入れることができる。
- ア (2)のいずれかに該当することとなったとき。
 - イ (3)の遵守事項を遵守しないとき。
- (5) 管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。管理者は使用を禁止し又は使用の許諾を解除するときは書面等により使用者に通知する。
- ア (4)による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
 - イ (4)に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。
- (6) 使用者が、ロゴマークの使用、及び、管理者が使用許諾をしないこと又は許諾解除することによって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、千葉県は責任の一切を負わないものとする。

(附則) この要領は平成31年1月21日から施行する。

(附則) この要領は令和3年9月1日から施行する。

(附則) この要領は令和4年4月8日から施行する。

(別紙様式1)

「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」ロゴマーク使用申込書

年 月 日

千葉県環境生活部スポーツ・文化局文化振興課長 様

住所 (住所)

氏名 (名称及び代表者名)

「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

「ちば文化資産」の名称：

※上記名称は別紙から選択すること。

用途 (選択してください)	ロゴマークの カラー (選択してください)	ロゴマークの サイズ (選択してください)	使用する内容 (商品・資材・ 展示物・広告等)	左の製造 個数	使用時期 ・期間	使用場所
1・2・3	1. フルカラー 2. モノクロ 3. 白抜き	大・小				
1・2・3	1. フルカラー 2. モノクロ 3. 白抜き	大・小				
1・2・3	1. フルカラー 2. モノクロ 3. 白抜き	大・小				

※「使用する内容」の詳細は「企画書」で記載してください。

【連絡先】(担当者名)

(電話番号)

(E-mail)

※添付書類は以下のとおり。詳細は別紙参照。

- ①使用者の概要がわかる書面 (名称・所在地・事業内容・(団体の場合は) 構成員等がわかるもの)
- ②企画書
- ③レイアウト、イメージ図等使用方法がわかるもの

【別紙】別紙様式1 「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』ロゴマーク使用申込書」
に係る添付書類

①使用者の概要がわかる書面（名称・所在地・事業内容・（団体の場合は）構成員等がわかるもの）

※例外として、国及び地方自治体の場合は添付を省略できる。

②企画書

使用用途の補足資料として下記を添付すること。既存資料の添付でも構わない。

- ・用途1の場合：使用する商品の概要がわかるもの
(商品名、販売元、販売予定価格、主な取扱店舗など)
- ・用途2の場合：資材・景品・展示物等の概要がわかるもの
(配布・展示の時期・場所、(行事で配布する場合は) 行事の企画概要など)
- ・用途3の場合：広告、プレスリリースの概要がわかるもの
(広告時期、(新聞・雑誌などの場合は) 広告媒体の名称、(行事の広告の場合は) 行事の企画概要、プレスリリース資料など)

③レイアウト、イメージ図等使用方法がわかるもの

※ロゴマークを挿入したい箇所を空欄などで示すこと。

※ロゴマークの高さ（単位：cm）を示すこと。

※「白抜き」を使用する場合は、背景色のカラーを示すこと。

※3（4）より、使用申込書の内容等を含め、許諾の内容等について情報を公開することができる。公開した場合不利益が生じる等の理由がある場合は、ロゴマークの使用申込み時に、「非公開としたい内容」及び「その理由」について書面又は電子メール等により県に申し入れ、協議をすること。

【記載例】

イベント（平成31年2月1日、千葉県庁において実施）について、当日配付プログラム100部、チラシ1000部を作成する場合
（別紙様式1）

「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」ロゴマーク使用申込書

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県環境生活部スポーツ・文化局文化振興課長 様

住所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
千葉県〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇〇〇会
会長 〇〇〇〇〇〇

次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

「ちば文化資産」の名称： （別紙から選択）

※上記名称は別紙から選択すること。

用途 (選択してください)	ロゴマークの カラー (選択してください)	ロゴマークの サイズ (選択してください)	使用する内容 (商品・資材・ 展示物・広告 等)	左の製造 個数	使用時期・ 期間	使用場所
1・ <input checked="" type="checkbox"/> 2・3	1. フルカラー <input checked="" type="checkbox"/> 2. モノクロ 3. 白抜き	大・ <input checked="" type="checkbox"/> 小	当日配付プロ グラム	100	平成31年 2月1日	千葉県庁(イ ベント会場)
1・2・ <input checked="" type="checkbox"/> 3	<input checked="" type="checkbox"/> 1. フルカラー 2. モノクロ 3. 白抜き	<input checked="" type="checkbox"/> 大・小	チラシ	1000	平成31年 1月1日～ 1月末	県内公民館 等に設置

※「使用する内容」の詳細は「企画書」で記載してください。

【連絡先】(担当者名) 〇〇〇〇〇〇
(電話番号) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
(E-mail) 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇

(別記様式2)

「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」ロゴマーク使用許諾通知書

文振第 号

年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県環境生活部スポーツ・文化局文化振興課長

年 月 日付けで申込みのあった、「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」ロゴマークの使用について下記のとおり許諾します。

記

1 許諾内容

(1) 許諾番号

(2) 許諾するロゴマークの使用方法

用途	ロゴマークの カラー	ロゴマークの サイズ	使用する内容	左の製造 個数	使用時期・ 期間	使用場所
1・2・3	1. フルカラー 2. モノクロ 3. 白抜き	大・小				
1・2・3	1. フルカラー 2. モノクロ 3. 白抜き	大・小				
1・2・3	1. フルカラー 2. モノクロ 3. 白抜き	大・小				

2 使用の条件

- (1) ロゴマークの使用に当たっては、許諾を受けた内容に限ること。
- (2) 別に定める、チーバくんの「デザインガイドマニュアル」及び県関連規定に従って使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、デザインガイドライン等に則りロゴマークを取り扱うよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、管理を徹底すること。
- (4) 千葉県が行う使用状況等の調査その他の照会に応じること。

※「使用の条件」は追加及び変更される可能性がある。

(別記様式3)

「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」ロゴマーク使用内容変更申込書

年 月 日

千葉県環境生活部スポーツ・文化局文化振興課長 様

住所 (住所)

氏名 (名称及び代表者名)

年 月 日付で許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申し込み
ます。

記

1. 「ちば文化資産」の名称： _____

※上記名称は別紙から選択すること。

2. 許諾番号： _____

3. 変更内容：

※必要に応じて資料を別途添付すること。

(別記様式4)

「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」ロゴマーク使用内容変更許諾通知書

文振第 号

年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県環境生活部スポーツ・文化局文化振興課長

年 月 日付けで申込みのあった、「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」
ロゴマークの使用内容の変更について、下記のとおり許諾します。

記

1 許諾内容

(1) 許諾番号

(2) 変更内容

--

2 使用の条件

(1) ロゴマークの使用に当たっては、許諾を受けた内容に限ること。

(2) 別に定める、チーバくんの「デザインガイドマニュアル」及び県関連規定に従って
使用すること。

(3) 許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。第三者に使用対象物
等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、デザインガイドライン等に則り
ロゴマークを取り扱うよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、管理を徹底する
こと。

(4) 千葉県が行う使用状況等の調査その他の照会に応じること。

※「使用の条件」は追加及び変更される可能性がある。